２、現在の供給人夫の十一時間乃至十二時間勞働を八時間に短縮すること

３、臨時職工（天草よりの採用）と供給人夫との日給甚敷懸隔あるを以て人夫賃銀五割値上すること

４、減電期と雖も馘首又は休業なき様すること、（毎年十月頃には減電の爲作業縮少人夫の馘首又は休業せしむることあり）

５、運搬者には職工と同様の歩増及食事は會社側に於て負擔すること

十三、爭議經過

１、人夫側の態度

右人夫側代表者等は會社側當局と會見して前項歎願書を手交せんとしたが、庶務主任より工場長不在を理由に歎願書の受